

住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金 【10万円】のご案内

市では、物価高による厳しい状況にある低所得世帯を引き続き支援するため、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金を給付しています。

給付要件確認書の提出をお忘れではありませんか？

令和6年2月28日に対象世帯へ「あま市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金給付要件確認書」を送付しました。まだ提出されていない方は、お忘れなくご提出ください。ご不明な点がございましたら、問合先までご連絡ください。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯でも申請が必要な場合があります

世帯の中に令和5年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる場合は、申請書により手続きが必要です。

申請書及び添付書類を社会福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただいくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度の住民税の課税(非課税)証明書
- 振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

本給付金の概要

給付対象世帯:基準日(令和5年12月1日)において、本市に住民登録があり、令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯
※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯などは対象となりません。

給付額:1世帯あたり10万円(1回限り)

給付時期:手続きが完了してから2週間から4週間程度を目安に順次給付

申請期限:5月31日(金)まで(当日消印有効)

問合先:物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120・313・317

毎年5月5日～11日は「こどもまんなか 児童福祉週間」です

こども家庭庁では、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。

《令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語》

「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」

問合先 子ども福祉課 ☎444・3173 FAX443・2571